

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）

令和6年〇月〇日

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

序章 はじめに	1
第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方	4
第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状.....	4
1 青少年インターネット環境整備法改正（平成30年2月1日施行）後のフィルタリング認知率及び利用率.....	4
(1) フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組	4
(2) フィルタリング認知率及びフィルタリング利用率の推移	6
(3) フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率	7
2 諸情勢の変化等	8
(1) 情報教育の在り方の変化	8
(2) インターネット利用者の低年齢化の進展	9
(3) 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展	11
(4) 容易化されたフィルタリング設定についての継続的な周知の必要性	13
(5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展	14
第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方.....	18
1 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進.....	18
2 フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進.....	19
(1) 事業者による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、有効化措置義務等の実施徹底	20
(2) 製造事業者による利用容易化措置義務及びOS事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底	20
(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知	20
(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための技術的保護措置の検討	21
3 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進.....	21
(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進	22
(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進	23
(3) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための教育・啓発	23
第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言	24
第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針.....	24
1 基本理念	24
2 基本的な方針	24
(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教	

育・啓発の推進	24
(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓 発活動の実施	24
(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促 進	25
(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進	25
(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的な PDCA サイクルの構築	25
3 施策実施において踏まえるべき考え方	25
第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施 策に関する事項	27
1 学校等における教育・啓発等の推進	27
(1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	27
(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	27
(3) 「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進	27
(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、 誹謗中傷等への対応）	28
2 社会における教育・啓発の推進	28
(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援	28
(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援	28
(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援	29
(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	29
3 家庭における教育・啓発の推進	29
(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進	29
(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子の ルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	29
(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知 啓発	30
(4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発	30
(5) 低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策	30
(6) 青少年の利用を前提とした情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方 策の検討（技術的保護措置を含む。）	30
4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進 のための研究支援等	31
(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援	31
(2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等 に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進	31
5 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進	31

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項	31
1 フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進	32
(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底	32
(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底	32
(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及	32
(4) その他の利用率向上のための検討	32
2 利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進	32
(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	33
(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援	33
(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	33
(4) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の周知啓発	33
3 フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等	33
4 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究	34
第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項	34
1 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援	34
2 ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援	34
(1) モデル約款策定等の体制整備等の支援	34
(2) SNS事業者等による自主的取組の促進	35
(3) 効率的かつ円滑な活動への支援	35
3 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援	35
4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援	35
第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項	35
1 インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進	35
(1) SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止等に向けた事業者による主体的な取組の推進	35
(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進	35
(3) インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進等	36
(4) SNS上の子供の性被害につながるおそれのある書き込み等に対する注意喚起・警告活動の推進	36
(5) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等による子供の性被害	

の防止に向けた取組の推進	36
(6) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進	36
2 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進	36
(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応	36
(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援	37
3 迷惑メール対策の推進	37
(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施	37
(2) 国際連携の推進	37
(3) チェーンメール対策の周知啓発	37
4 国内外における調査	37
(1) 有害情報等の社会的影響の調査	37
(2) 諸外国の取組の調査	38
第6 推進体制等	38
1 国における推進体制	38
2 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制	38
3 国際的な連携の促進	38
4 基本計画の見直し等	38

序章 はじめに

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビ等、様々な機器を通してインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線 LAN の利用環境も拡大するなど、インターネット利用の敷居はますます低くなり、誰もが手軽にインターネットを利用することができる。

しかしながら、インターネット上には青少年の健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、青少年の興味を引く多様なサービスが次々と登場し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きている。児童買春や児童ポルノを始めとする SNS に起因する事犯の被害児童数も依然として高水準にあり、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害（自画撮り被害）も問題となっているほか、青少年が SNS 上における「闇バイト」等情報をきっかけに重大な犯罪に加担する事案等、SNS をきっかけとした事件も発生しているところである。また、近年では、幅広い世代におけるインターネットの利用、スマートフォンや生成 AI の普及を背景に、SNS 等のプラットフォームサービスにおける、生成 AI の利用により生成されたものも含めた、巧妙な偽・誤情報の流通や拡散に伴う社会的な影響も深刻化している。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）は、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及促進等の措置を講じることなどを目的として制定された。平成 30 年 2 月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 75 号）」（以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られてきた。

また、青少年インターネット環境整備法に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、4 度の見直しが行われ、見直しの都度、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題に対して、様々な検討が行われてきた。

「第 5 次基本計画（令和 3 年 6 月 7 日子ども・若者育成支援推進本部決定）」では、取組の方向性の柱として、①法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進、②青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、③ペアレンタルコントロールによる対応の推進の三つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきた。

また、関係機関・団体が連携・協力して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域においてインターネットの安全利用に係る教室や啓発講座が開催され、更に、携帯電話事業者や SNS 事業者等

の事業者団体による青少年保護に関する自主的な取組が促進されるなど、多様な取組が行われるに至っている。

令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が発足し、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 9 条第 1 項に基づき「こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」が決定された。同大綱第 3 の 1（7）においては、

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報^{※1}も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進^{※2}、ペアレンタルコントロール^{※3}（保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。）による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

と記載されていることから、こども施策の基本理念（こども基本法第 3 条）において「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて」とされていることを踏まえて、施策に取り組んでいく必要がある。

※1 大綱の注釈では、以下のとおり記載されている。

法令上は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 2 条において、『青少年有害情報』とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」と定義されており、下記が例示されている。また、「青少年」とは、18 歳に満たない者と定義されている。

- (1) 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
- (2) 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
- (3) 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

※2 大綱の注釈では、以下のとおり記載されている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）の平成 30 年改正を受けて、フィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進をしており、

- (1) 事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底
- (2) 製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底に取り組んでいる。なお、同法第 3 条第 3 項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。」とされていることに留意が必要である。

※3 大綱の原文では、括弧内は注釈で書かれている。

本報告書は、第5次基本計画策定以後の当検討会における議論を総括し、第1章において青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状を整理し、今後の取組の方向性を示すとともに、第2章においてこれらを踏まえた基本計画の見直しに係る提言を行うもので、今後、本報告書による提言の内容を踏まえ、政府及び関係者により青少年インターネット利用環境の整備への取組が着実に進展していくことを期待するものである。

なお、当検討会では、この報告を受けた取組の実施状況を確認しながら、今後講ずべき措置について、引き続き検討を行っていくこととしている。

第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状

1 青少年インターネット環境整備法改正（平成30年2月1日施行）後のフィルタリング認知率及び利用率

青少年インターネット環境整備法第3条第2項において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることができるだけ少なくすることを旨として行われなければならない」とされている。これは、インターネット上において、犯罪、自殺及びいじめ等の青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通し、それによる青少年の被害が絶えないという本法制定の背景にかんがみ、青少年がかかる情報の閲覧をできるだけ少なくすることが喫緊の課題であるとの観点から、これが第二の理念としたものである。同法第4章（青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置）に規定されている関係事業者等の各種義務が履行されることにより、青少年による青少年有害情報の閲覧を防止することができるものであり、本報告書では第1章第2の2の施策が該当する。これまでも、青少年が有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするため、フィルタリングの利用促進を図ってきたが、今後もフィルタリングの重要性に変わりはない。

(1) フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組

スマートフォンやアプリ、公衆無線 LAN 経由のインターネット接続の普及に伴い、フィルタリング利用率の低下傾向が続いたことから、フィルタリングの利用促進を図るために青少年インターネット環境整備法の改正が行われ、平成30年2月1日に施行された。

この改正によって、携帯電話事業者等に対しては、青少年確認義務（第13条）、フィルタリング説明義務（第14条）、フィルタリング有効化措置義務（第16条）が、携帯電話等の製造事業者に対しては、フィルタリング利用容易化措置義務（第18条）が、OS事業者に対しては、フィルタリング有効化措置・フィルタリング利用容易化措置を円滑に行えるよう、OSを開発する努力義務（第19条）が新たに課され、各事業者の取組が促進されることになった。

これを受け、政府においては、第5次計画策定以降、次のとおり取組を実施してきた。

実施時期	取組内容
令和3年2月～5月	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施。

令和3年6月	基本計画（第5次）決定。
令和3年6月	第14回「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」（以下「総務省タスクフォース」という。）において、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表等を盛り込んだ「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」（令和元年8月9日。以下「課題及び対策」という。）に基づく取組を発展させることを目的とした、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」（以下「新課題及び対策」という。）の方向性（案）の提示。
令和3年7月	第15回総務省タスクフォースにおいて関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者4社の直近の合算・各社フィルタリング加入率・有効化措置率の公表。 総務省タスクフォースが取りまとめた、改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行等のために策定した「課題及び対策」の取組状況や、近年の青少年を取り巻くインターネット環境の変化を踏まえた「新課題及び対策」の公表。
令和3年11月	第16回総務省タスクフォースにおいて関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者4社の直近の合算・各社フィルタリング加入率・有効化措置率の公表。
令和4年2月～5月	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施。
令和4年4月	第17回総務省タスクフォースにおいて関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者4社の直近の合算・各社フィルタリング加入率・事業者設定率の公表。
同 6月	第18回総務省タスクフォースにおいて当検討会報告書の状況報告等がなされたほか、今後の検討体制の見直しとして、「ICT活用のためのリテラシー向上推進会議（案）」及びその子会である「青少年のICT活用促進環境整備WG（案）」を設置することの提示。
同 9月	第53回当検討会において、フィルタリングの普及向上に向けた取組として、総務省より「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査」報告書について発表。
同 12月	第1回「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関す

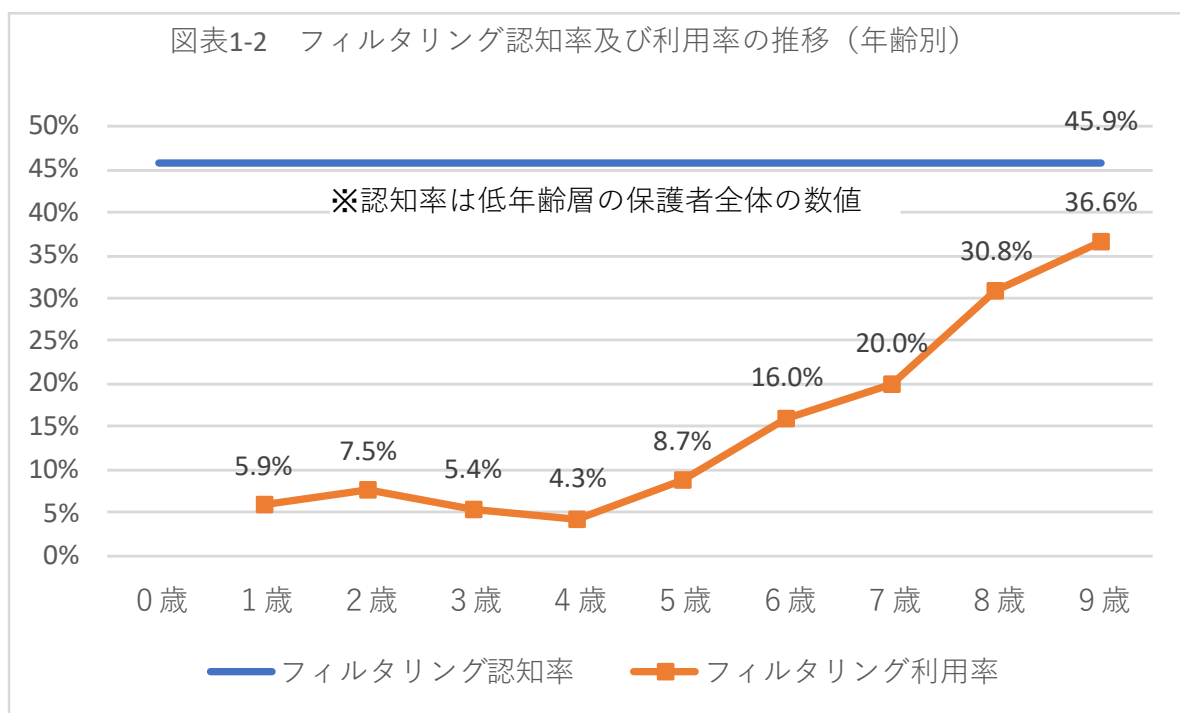
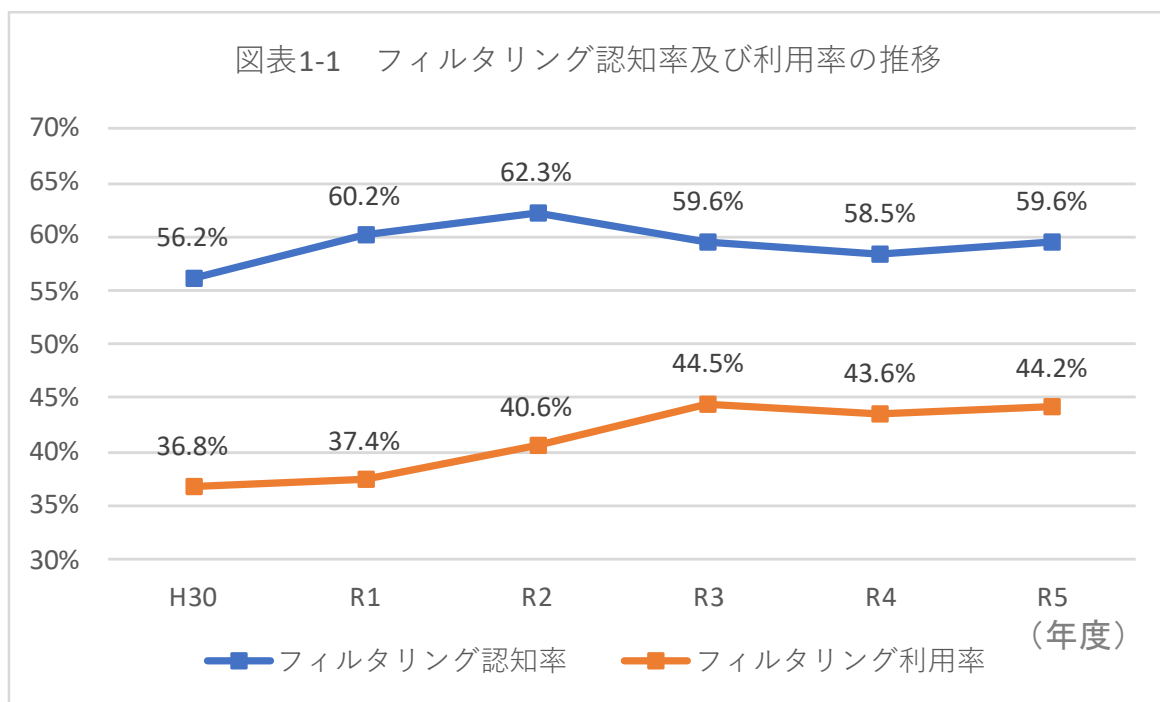
	るワーキンググループ」(以下「青少年 ICT リテラシーWG」という。)において、関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者 4 社の直近の合算・各社フィルタリング加入率・事業者設定率の公表。
令和 5 年 2 月～ 5 月	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施。
同 3 月	第 2 回青少年 ICT リテラシーWG において、関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者 4 社の直近の合算・各社フィルタリング加入率・事業者設定率の公表。
同 6 月	第 5 回青少年 ICT リテラシーWG において、関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者 4 社の直近の合算・各社フィルタリング加入率・事業者設定率の公表。
令和 6 年 2 月～ (5 月予定)	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施。

(2) フィルタリング認知率及びフィルタリング利用率の推移

こども家庭庁（令和 4 年度までは内閣府）が実施している「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）では、フィルタリング認知率（満 10 歳から満 17 歳の青少年の保護者のうち、フィルタリングについて「知っている」と回答した者の割合。以下同じ。）は、平成 30 年度は、56.2%であったが、令和 2 年度に 62.3%と回復に転じ、3 年度は 59.6%、4 年度は 58.5%、5 年度は 59.6%と一旦下降しつつも回復傾向にあるが、「なんとなく知っていた」（35.2%）を合わせると 94.8%となる。

また、フィルタリング利用率（こどもが「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した満 10 歳から満 17 歳の青少年の保護者のうち、「フィルタリングを使っている」と回答した者の割合。以下同じ。）は、平成 30 年度の 36.8%以降、令和 5 年度は 44.2%と上昇傾向にある（図表 1－1）。低年齢層（0 歳から満 9 歳まで。以下同じ。）の年齢別で見ると、認知率は低年齢層の保護者全体で 50%を、利用率は 6 歳以下で 20%を下回っており、低年齢層では認知率・利用率が低い（図表 1－2）。これは、低年齢層については、保護者の端末を貸し与えて利用しているケースが多いことも要因と考えられる。

このように、フィルタリング認知率及びフィルタリング利用率ともに回復傾向が見られるが、これらは、平成 30 年 2 月の改正青少年インターネット環境整備法施行や上記（1）で述べた各種取組による効果が続いているものと考えられる。



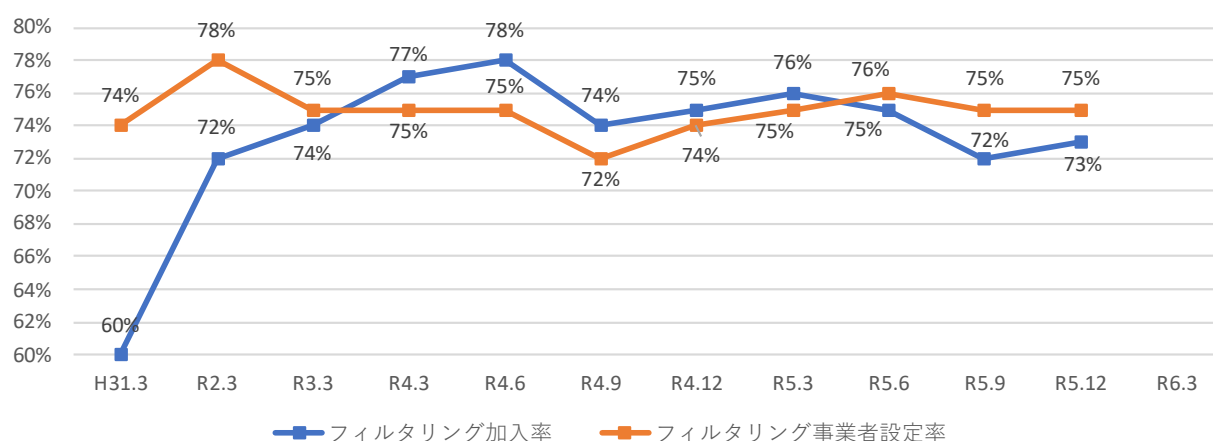
※ 実態調査を基に作成。

(3) フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率

フィルタリング加入率（携帯電話サービスの新規契約又は既契約の変更時（機種変更等）に 18 歳未満の契約者又は使用者がフィルタリングサービスに加入した割合。以下同じ。）は、平成 31 年 3 月には 60%であったが、その後は 75%前後で推移している。また、フィルタリング事業者設定率（フィルタリングサービスへの加入申出者が携帯電話サービスの契約とセットで購入した携帯電話端末等について、携

携帯電話事業者が契約時にフィルタリングの設定を実施した割合。令和4年3月より前は、「有効化措置率」としていた。以下同じ。）は、やはり75%前後で推移している。この傾向の要因として、「課題及び対策」を踏まえたフィルタリング加入申出率及びフィルタリング事業者設定率の数値公表、事業者の努力等が挙げられる。これらの取組により、令和6年3月時点で、フィルタリング加入申出率は【P】%、フィルタリング事業者設定率は【P】%となっている（図表2）。

図表2 フィルタリング加入率・事業者設定率の推移



※ 一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）公表資料を基に作成。

※ 平成31年3月から令和2年3月までは携帯電話事業者3社の合算値、令和2年6月以降は携帯電話事業者4社の合算値である。同公表資料においては、令和4年3月から「有効化措置率」を「事業者設定率」に名称変更している。

2 諸情勢の変化等

上記のように、改正青少年インターネット環境整備法及び第4次基本計画（平成30年7月）を踏まえた各種取組強化によって、フィルタリング利用率が上昇に転じ、一定の成果がみられるところであるが、第5次基本計画策定以降の各種情勢の変化等により、下記のような状況が生じているところである。

(1) 情報教育の在り方の変化

青少年インターネット環境整備法は、その基本理念として、第3条第1項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。」と定めている。

そして、従来の基本計画では、基本的な方針の一つとして「青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進」を掲げ、「情報モラル教育を実施する」などとされてきた。

この間、情報化が急速に進展し、身の回りのものに情報技術が活用されていたり、日々の情報収集や身近な人との情報のやりとり、生活上必要な手続等、日常生活における営みを、情報技術を通じて行ったりすることが当たり前の世の中となってきた。情報技術は今後、私たちの生活にますます身近なものとなっていくと考えられ、情報技術を手段として活用していくことができるようにしていくことも重要となっている。

そのため、令和2年度から順次実施している学習指導要領においては、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力（情報モラルを含む。）」（以下「情報活用能力」という。）を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けている。

このように、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けてその育成を図ることにより、青少年インターネット環境整備法の基本理念の一つである、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得を図ることができると考える。

また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「GIGA スクール構想」の下で児童生徒の1人1台端末及び通信ネットワーク等の学校 ICT 環境での新しい学びが本格的に開始されているところ、この取組の中で「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」等といった、情報モラルを含む情報活用能力の育成について、生成 AI の普及を念頭に一層充実させることが掲げられている。

更に、令和4年11月以降、総務省では「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」（座長：山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授。以下「ICT リテラシー検討会」という。）を8回にわたって開催し、同検討会において、青少年の ICT リテラシー向上に関する内容を含む「ICT 活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」がとりまとめられ、令和5年6月30日に公表された。

なお、直接「情報教育の在り方の変化」に関わるものではないが、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことにも留意する必要がある。

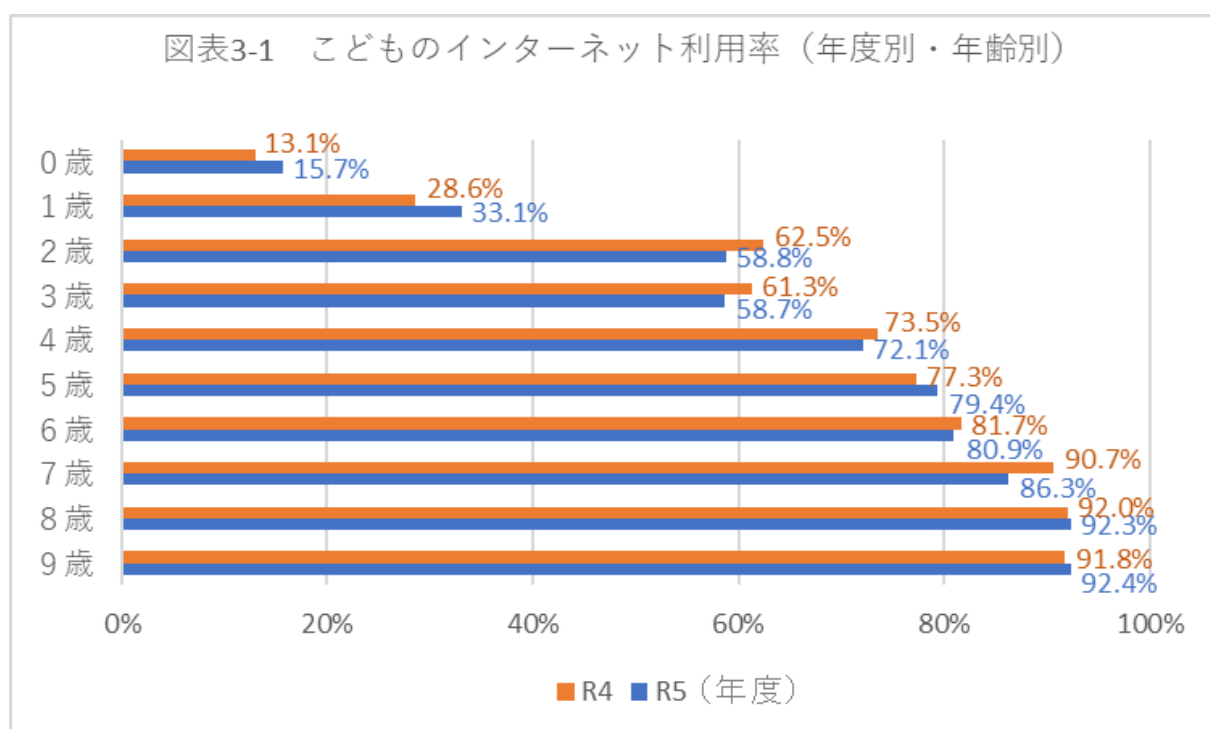
(2) インターネット利用者の低年齢化の進展

インターネット利用者の低年齢化は、年々進展しており、第5次基本計画においては、ペアレンタルコントロールによる対応の推進が柱の一つとされ、インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進といった対策が講じられてきた。

実態調査によれば、低年齢層においてインターネットを利用する割合は、年齢とともに増加傾向にあり、令和5年度は、2歳で58.8%がインターネットを利用して

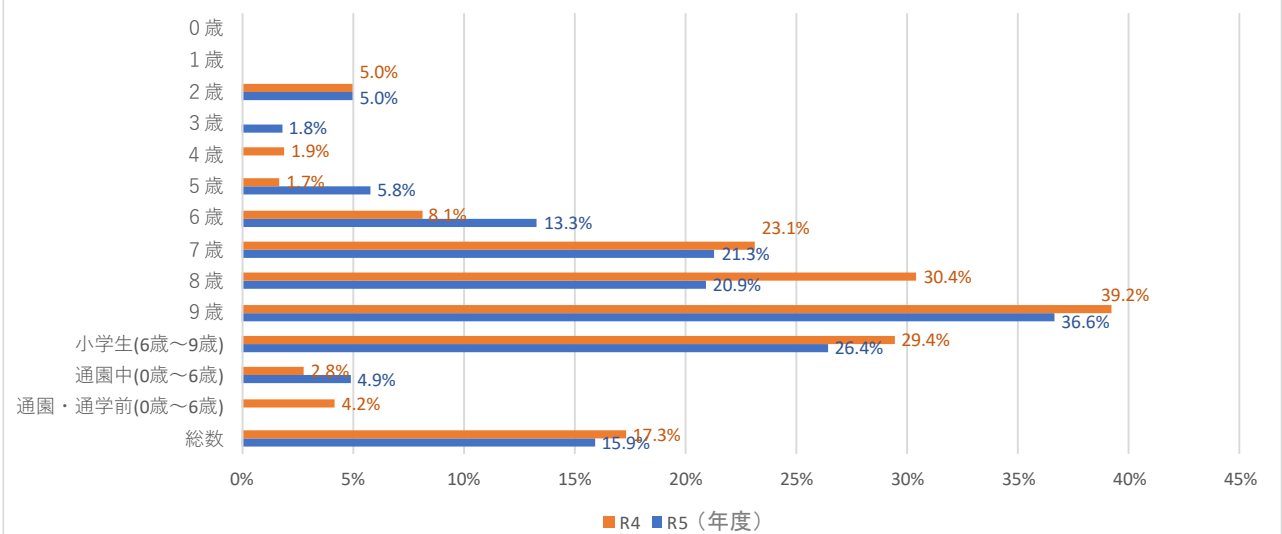
いる。インターネット利用率が50%を超える年齢は早くなる傾向にある（図表3－1）。また、低年齢層においては、スマートフォン専用率が令和5年度では15.9%と低く（図表3－2）、保護者の端末を借りて利用していることにより、フィルタリングがかかっていない状態であることが多い（図表1－2）という実態にある。

このため、かつては、高校生を念頭に置いた対策が中心であったが、インターネット利用者の低年齢化を踏まえ、今後は、低年齢層のこどもの保護者への働きかけを強化していく必要がある。なお、低年齢層においても、例えば、未就学児と小学校低学年では、インターネット利用の傾向及びそれに伴う問題傾向も変わるため、この点留意が必要であり、そのような観点を踏まえると、小学校入学前の低年齢層のこどもの保護者への働きかけを強化していくといったことが必要であると考えられる。



※ 実態調査を基に作成。

図表3-2 こどものスマートフォン専有率（年度別・年齢別）



※ 実態調査を基に作成。

(3) 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展

インターネット利用時間の長時間化も、インターネット利用者の低年齢化と同様に、継続的に見られる傾向である。

実態調査では、青少年（満10歳から満17歳）のインターネットの平均利用時間は、令和3年度は263.5分、4年度は280.5分、5年度は296.9分と年々伸びている（図表4）。

また、インターネットを5時間以上利用している青少年（満10歳から満17歳）の割合は、令和3年度は34.3%、4年度は37.4%、5年度は40.1%と、利用時間の長時間化に合わせて増加している（図表5）。

コロナ禍において、在宅時間が長くなったことがきっかけとなり、インターネットを利用する者は増加していると思われ、インターネット利用時間の長時間化の傾向は継続することが予想される。

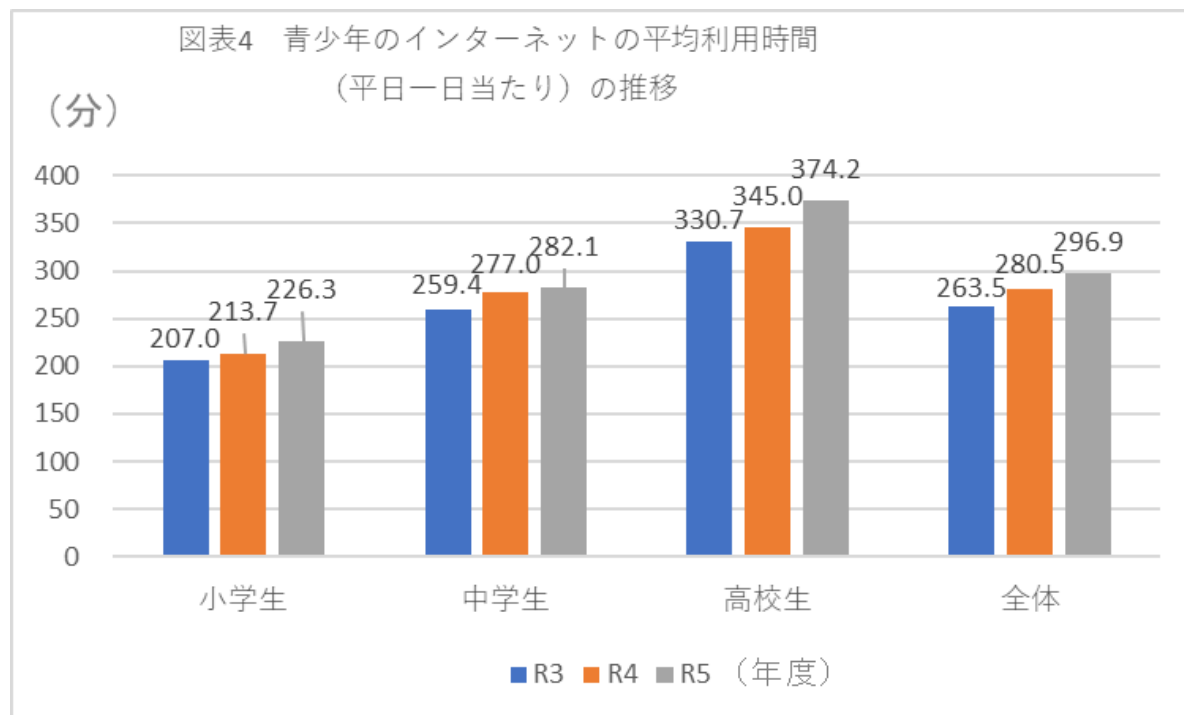
このようなインターネット利用時間の長時間化は、青少年の健全な成長に支障を及ぼすおそれが懸念されることから、この傾向を踏まえた対策を講じる必要がある。

一方で、その利用内容については、十分に注意を払う必要がある。令和5年度の調査では、青少年（満10歳から満17歳）のインターネット利用内容は、「動画を見る」、「ゲームをする」、「検索する」等の割合が高いが、「勉強」（令和2年度調査までは、「勉強・学習・知育アプリやサービス」）を見ると、平成30年度に37.6%だったのが、令和元年度は41.6%、2年度は51.5%、3年度は61.7%、4年度は72.1%と大きく伸びており、5年度は72.9%となっている（図表6）。

学習の場でインターネット利用が増加していることや、例えば、“チャットをしながらオンラインゲームをする”、“インターネットとテレビをつないで映画やドラマを見る”などといった、様々な生活シーンでインターネットを利用する機会が増え

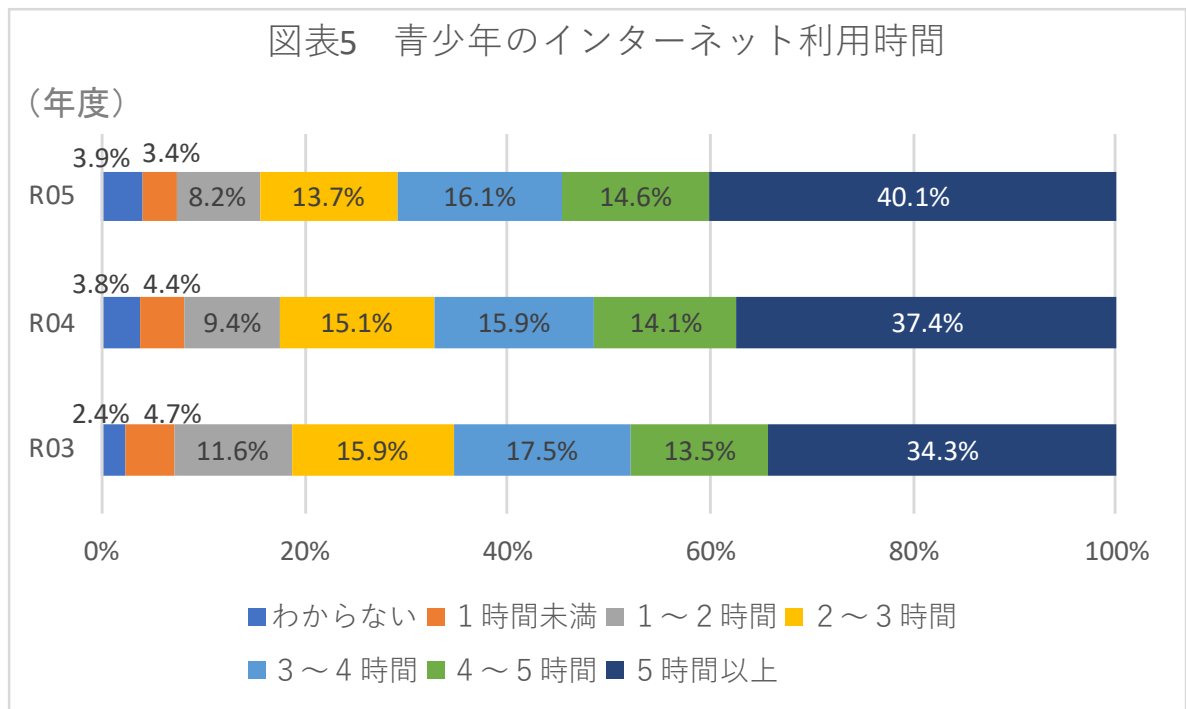
てきていることも長時間化の要因になっていると考えられる。

よって、インターネットの利用時間の長時間化が一律に悪影響を及ぼすとはいえ、インターネットの学習への活用等その内容にも着目した対応が必要であると考えられる。



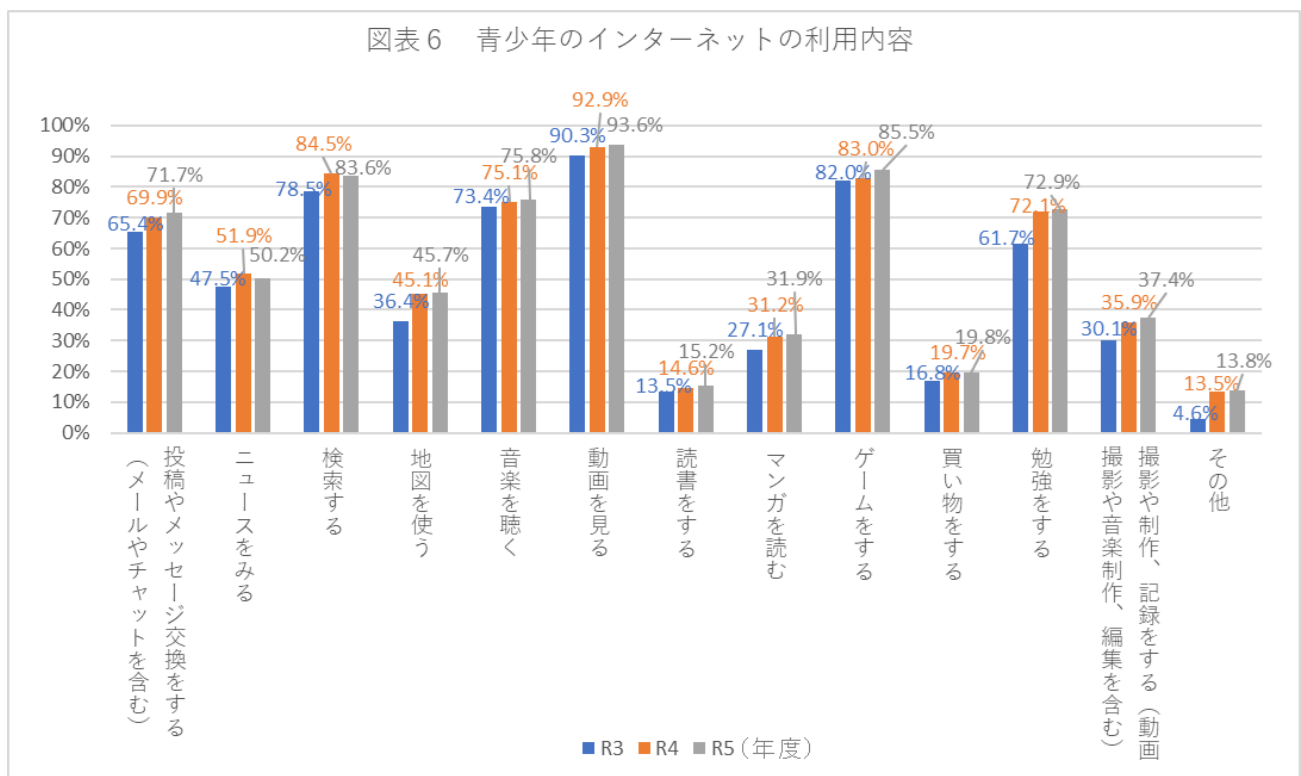
※ 実態調査を基に作成。

※ この図表において、「小学生」は満10歳以上の者を、「高校生」は満17歳以下の者を指す。



※ 実態調査を基に作成。

※ この図表において、「青少年」は、満10歳から満17歳の者を指す。



※ 実態調査を基に作成。

※ この図表において、「青少年」は、満10歳から満17歳の者を指す。

(4) 容易化されたフィルタリング設定についての継続的な周知の必要性

フィルタリングについては、事業者の努力により、画一的な使いやすさと選択の

多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者が選択でき、容易な設定も可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の開発が進められてきた。

そして、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等において、フィルタリング等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域におけるインターネットの安全利用に係る教室や啓発講座、携帯電話事業者や携帯電話販売代理店等の事業者団体及び事業者による自主的な取組により、その普及促進が図られている。

しかしながら、依然として、設定が煩雑である、SNS が一律に使えない等の印象がもたれ、利用を忌避されるケースが報告[※]されている。また、総務省による「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査」（令和4年5月。以下「ペアレンタルコントロール調査」という。報告書＜概要版＞については、第53回当検討会資料を参照。）において、フィルタリング及びペアレンタルコントロールについて、以下のような事実が明らかになった。

- フィルタリングサービスを利用している保護者は37.8%だが、フィルタリングサービスを有益と考えている保護者は74.6%にのぼる。
- フィルタリングサービスの理解度についてテストを行ったところ、全体の正答率は41.7%にとどまっており、フィルタリングサービスの機能を理解していない保護者が多いと言え、特に遠隔での設定変更や現在地の確認機能といったフィルタリングサービスの効果や設定方法などについての知識は、未だあまり浸透していない。
- フィルタリングサービス利用者の中では71.6%がカスタマイズを知っているが、実際に利用しているのは36.4%であった。カスタマイズしていない理由としては「カスタマイズの存在を知らなかったから」（44.3%）と「カスタマイズの設定方法を知らなかったから」（27.6%）で7割以上を占める。カスタマイズで多く利用されているのは、「スマートフォンで見られるWebサイトの個別許可」（50.8%）、「特定のアプリの個別許可」（51.3%）、「アプリのインストールの制限」（48.5%）であり、こうした機能が使えることを啓発する必要がある。
- 「ワンタッチでフィルタリングサービスのON/OFFを切り替えられる」を重視する保護者は全体で60%、小学校低学年以下では70%以上存在し、親との共用家庭において、スムーズに設定をON/OFFできるようなフィルタリングサービスや「子どもモード」にニーズがある。

こうした調査結果も踏まえ、利用者により便利にフィルタリングを利用してもらえよう、関係団体・事業者と連携し、フィルタリング設定を容易化することなどについて、青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、関連する事業者の自主的取組を促進する必要がある。

※ ペアレンタルコントロール調査報告書7ページ

(5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展

青少年を取り巻くインターネット環境に関するこれまでの対策の中心は、青少年

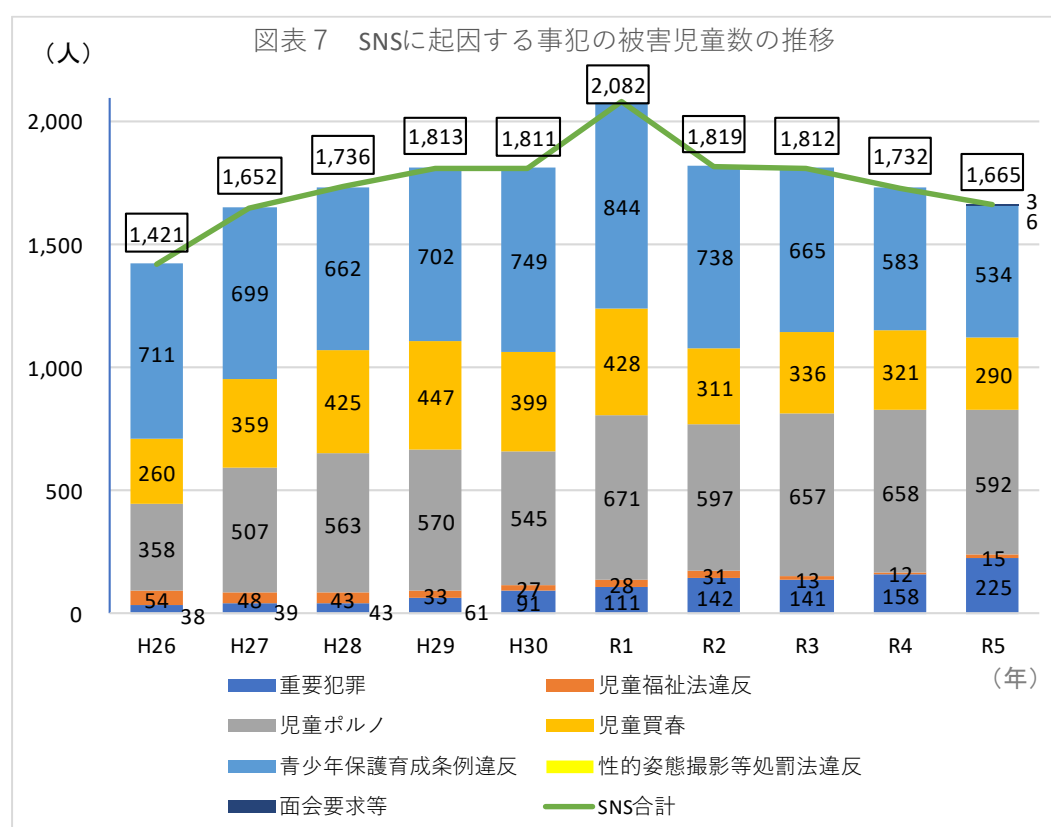
が有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることを目的に、フィルタリングの利用促進を図ることにより、今後もフィルタリングの重要性に変わりはない。

他方で、近年、青少年が自分の裸体を撮影させられメール等で送られるといった自画撮りの被害や、青少年に限るものではないがインターネット上での誹謗中傷といった、情報「発信」を契機とするトラブルが社会問題化しており、深刻さを増している。

第5次基本計画では、ペアレンタルコントロールによる対応の推進を柱の一つとして、改正青少年インターネット環境整備法による義務の実施徹底、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）を行ってきた。

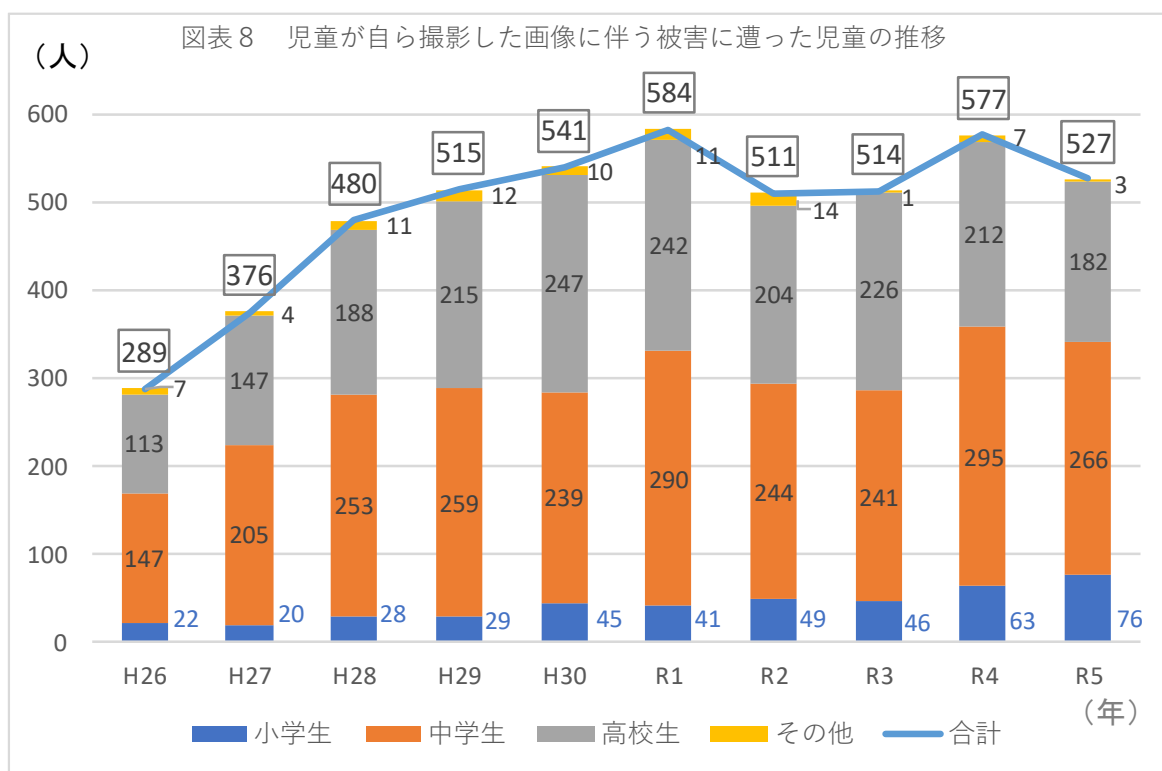
○ SNS に起因する事犯の被害児童数は高水準で推移

近年、SNS に起因する事犯の被害児童数は減少傾向にあるものの依然として高水準にある（図表7）。また、児童ポルノ事犯のうち、児童がだまされたり脅されたりして自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の被害児童数については、年ごとに増減があるものの、高水準で推移している（図表8）。



※ 「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」（警察庁）を基に作成。

※ この図表において、「児童」は、18歳未満の者を指す。「性的姿態撮影等処罰法違反」及び「面会要求等」は令和5年から追加された。

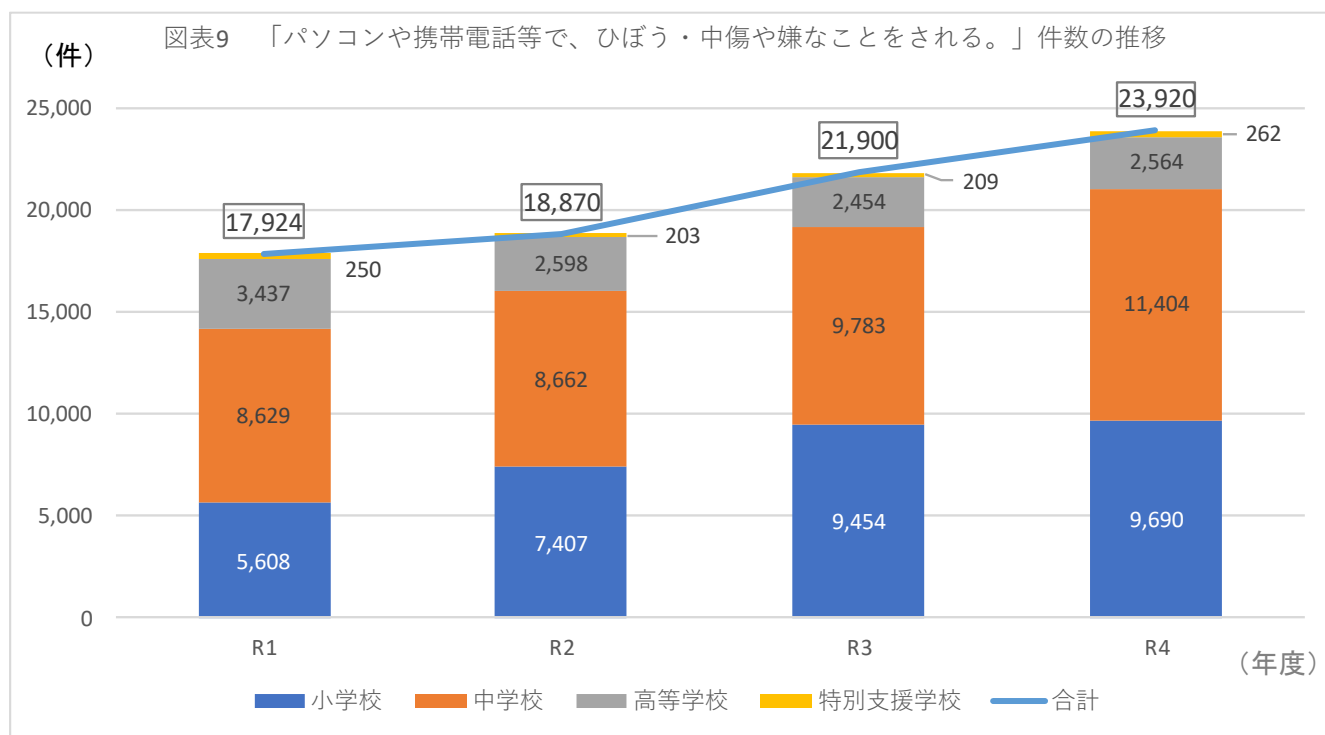


※ 警察庁統計データ (https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/) を基に作成。

※ この図表において、「児童」は、18歳未満の者を指す。

○ 増加傾向にあるネット上のいじめ

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、“パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。”件数は、小学校、中学校及び特別支援学校において年々増加しており、高等学校においては令和2年度に一旦減少した後は横ばいとなっている（図表9）。また、ペアレンタルコントロール調査においても、保護者が心配しているトラブルとしては「SNS・メッセージアプリ・ゲームなどで、いじめや誹謗中傷が発生する問題」（58.6%）が最も多かった。



※ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を基に作成。

○ インターネット上の違法・有害情報に対する対応

令和3年4月、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）」が成立し、令和4年10月から施行され、発信者情報開示請求について新たな裁判手続（非訟手続^{※1}）を創設するなどの制度的見直しが行われた。

また、インターネット上の違法・有害情報対策について、令和6年2月に公表された総務省の有識者会議による報告書^{※2}を踏まえ、同年3月に、プロバイダ責任制限法の改正法案（大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務づけ）（情報流通プラットフォーム対処法）が提出された。

※1 訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

※2 「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」

○ 令和4年刑法改正

令和4年6月13日、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）が成立し、そのうち、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、同年7月7日から施行され、侮辱罪の法定刑が「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。

○ 性的姿態撮影等処罰法

令和5年6月16日、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が成立し、同年7月13日から施行され、正当な理由なく、ひそかに、人の性的な部位や人が身に着けている下着のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分を撮影した場合や、正当な理由なく、16歳未満の者のこれらの性的な部位等を撮影した場合（撮影対象者が13歳以上16歳未満のときは、行為者がその者より5歳以上年長の者である場合に限る。）は、同法による処罰の対象となった。

○ ソーシャルメディアの利用に係るリスク

ソーシャルメディアの利用状況の変化やそれに関する研究※の進展によって、青少年にとっての新たなリスクが指摘されるようになってきている。その中でも、プライバシー保護やメンタルヘルスへの影響が懸念される。後者について、具体的には、依存やいじめといったことのほか、外見に関する劣等感を助長することによる摂食障害やうつ病などのリスク、あるいはヘイトスピーチに接することによる問題が指摘されている。

※ 「デジタル機器及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の使用がメンタルヘルスに与える影響の解明のための研究」（令和4年5月慶應義塾大学医学部）、諸外国の状況については「欧州連合（EU）、欧州評議会（CoE）及びイギリスにおける青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査報告書」（令和5年3月内閣府）等

第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

1 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

これまでの計画においては、基本的な方針の一つとして、「青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進」を掲げ、「学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援する」こととされてきた。

児童生徒が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするためには、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けてその育成を図ることが重要となっている。

このため、令和2年度から順次実施している学習指導要領においては、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、小学校から1人1台端末を利用している状況にある。

また、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上は、学校教育のみで図

ることができるものではないことから、地域社会、家庭等、社会全体における青少年に対する啓発活動の充実を図るべきである。

更に、第5次基本計画策定後の動きとしては、令和4年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、「青少年」がフィルタリング等により保護される一方で、18歳以上では成人としての法的責任を有するため、18歳になれば自立してインターネットを利用できる力を身に着ける必要が生じている。また、令和5年6月30日には、ICTリテラシー検討会においてとりまとめられた「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」が公表された。当該ロードマップの中では、目指すべきゴール像として、個人がこれからのデジタル社会において身に付けるべき能力を以下のとおり示している。

- ① デジタル社会で様々なリスクに対処して安全を確保しつつ、自身の目的に応じて、適切に情報やICTを理解・活用し、課題を発見・解決できること。
- ② デジタル社会の構成員として、他者への影響に配慮し、健全な情報空間確保のための責任ある行動を取ることができること。(情報の批判的受容、責任ある情報発信、プライバシー・著作権への配慮等)
- ③ ICTやオンラインサービス、社会的規範の変化に的確に捉え、①②ができること。

インターネット利用の低年齢化が進んでいることや、学校において1人1台端末を使用していることなどを踏まえれば、青少年がインターネットを利用するのが当然の社会になっている。これまで、安全を追求するあまり「インターネットは危険だから使わせない」という過度な制限も見られたが、これを改め、「賢く正しく使う(利活用)」を前提とした施策を推進していく必要がある。その際、青少年（特に低年齢層の子ども）については、利活用の前提としてフィルタリングを始めとする技術的手段によって安全の確保に留意する必要があることから、以下の2及び3により、インターネット上の危険から青少年を保護する取組を推進することとする。また、子どもが失敗をおそれずに試行錯誤して学ぶ機会も必要であることから、家庭や学校においては、子どもが失敗しても安全を保てる環境下で学べるような環境を整えることが望ましい。

2 フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

フィルタリングの利用率は、先に述べたとおり、改正青少年インターネット環境整備法の効果及び関係事業者の努力等により上昇に転じ、その水準が維持されているところである。フィルタリングの利用の促進を継続し、高い水準を維持していくためには、同法を着実に実施することが必要である。下記を踏まえた取組により、フィルタリングの利用に加え、カスタマイズ機能やペアレンタルコントロール機能を含めた技術的手段による青少年保護対策が推進されることが重要である。また、保護者がその対策を理解し、実際に利用できるよう、関係事業者と連携しその対策に関する普及啓発を推進することも重要である。

(1) 事業者による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、有効化措置義務等の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法により、携帯電話事業者（MVNO 事業者を含む。）及び携帯電話販売代理店には、青少年確認義務、フィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務が課されているが、法の目的の達成のため、引き続き、フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率が高い水準で推移するように、同義務の実施徹底が重要である。また、それらの義務の実施を徹底するため、保護者が携帯電話端末等の契約時に当該携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があることやフィルタリングサービスの内容及びフィルタリングサービスの有効化措置の必要性等についても、携帯電話事業者等は周知啓発に努めることが重要である。

(2) 製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法に基づく製造事業者によるフィルタリング利用容易化措置義務及び OS 事業者によるフィルタリング利用容易化の円滑化努力義務の実施を引き続き徹底し、関係団体に対するヒアリング等により、義務の履行状況を把握していく必要がある※。

※ 令和 5 年 11 月時点において、個人向けのパソコン対象機種 175 機種の全てがフィルタリング対応機種であり、また、インターネット接続により外部サイト閲覧可能なテレビ 251 機種の全てがフィルタリング対応機種である。

(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知

フィルタリングについては、事業者の努力により、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者が選択でき、容易な設定も可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の開発が進められている。

具体的には、携帯電話事業者が提供する主要なフィルタリングサービスにおいても、WEB コンテンツや起動できるアプリの学齢に合わせた制限や、サイト・アプリごとの個別の制限が可能である。OS 事業者が提供するペアレンタルコントロール機能で、閲覧できる WEB コンテンツや起動できるアプリの、年齢に合わせた制限やサイト・アプリごとの個別の管理（カスタマイズ）が可能である。

また、フィルタリングなどの安全設定がされていない保護者のスマートフォンを、乳幼児に貸し出すときには、「チャイルドロック」※等といった端末の機能を一時的に活用する方法もある。

この利用を促進することがフィルタリングの利用率向上にもつながるものと期待されるが、先に述べたとおり、青少年及び保護者にフィルタリング設定が容易化されていることが十分浸透しているとは言えないのが現状である。

このため、関係団体・事業者と連携し、学校等における啓発や、スマートフォン

の販売現場等におけるカスタマイズ機能の分かりやすい説明や講座の実施等によって、容易化されたフィルタリング設定について、青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、更なる容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組を促進する必要がある。

※ OS 設定による端末の機能制限を指す。

(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための技術的保護措置の検討

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルが社会問題化していることや、保護者においてもいじめや誹謗中傷等のトラブルを懸念していること^{※1}から、後記のとおり教育や啓発が必要である。

特に低年齢層のこどもを保護する観点からは、ペアレンタルコントロールのうちフィルタリング等の技術的手段で保護すること（技術的保護措置）が重要であり、フィルタリング^{※2}のカスタマイズ機能やペアレンタルコントロール機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組を促進する必要がある。犯罪・いじめにつながりかねない危険なメッセージのやりとりを保護者に通知してくれるアプリや、裸が含まれる可能性のある画像を受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能、不適切な画像や動画の撮影を AI が検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービス、12 歳以下のこども向け SNS（ほとんどの SNS では 13 歳未満の利用が禁止されている）も存在しており、これらを SNS 本格利用の前段階として活用することも考えられる。

※1 ペアレンタルコントロールに関する調査報告書 23 ページ

※2 「フィルタリング」や「フィルタリングサービス」とは、青少年有害情報の閲覧を制限するための機能や役務をいうものであり（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 9 項及び第 10 項参照）、「受信」側の対策であるから、「発信」を契機とするトラブルを防止するための対策とはならないとの見解がある。しかしながら、例えば、青少年がフィルタリングの効果により SNS やコミュニティサイトを閲覧できなければ、結局、当該コミュニティサイト等を利用できないことになり、「発信」を契機とするトラブルも防止できるといえる。また、沿革的には、青少年インターネット環境整備法の制定当初、民間における違法・有害情報対策の取組として、例えば携帯電話フィルタリングでは「コミュニケーション（ウェブチャット、掲示板）」が閲覧制限の対象とされ（「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめ（平成 21 年 1 月 16 日総務省）別紙 1－3 P.73）、コミュニティサイト等の利用（受発信）に伴うトラブルからこどもを守るためにフィルタリングは有効と考えられてきた経緯がある。

3 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

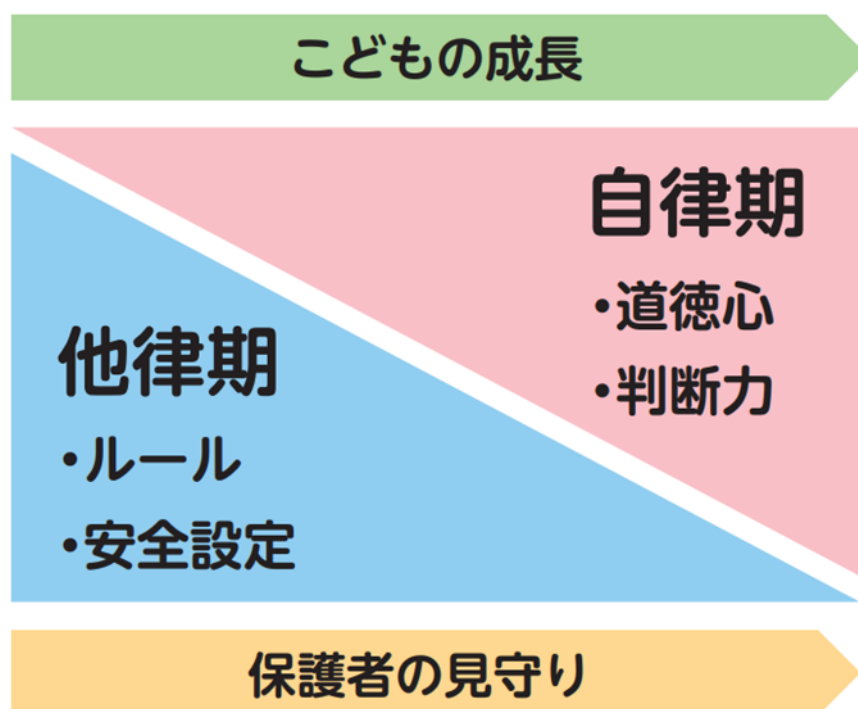
青少年によるインターネットの適切な利用は、フィルタリング等の技術的手段で補助をしつつ、保護者の適切な管理の下、究極的には青少年の意識向上による自立を図ることにより達成していく必要があり、これまでも、インターネットの適切な利用について青少年等に対し「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等における総合的・

集中的な広報・普及啓発等を推進してきた。

しかしながら、インターネット利用者の低年齢化が進展している現状においては、保護者が青少年を適切に管理し、その成長を促すという、保護者の主体的役割がより一層求められており、保護者が青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）による対応が更に推進されることを期待する。

また、前記のペアレンタルコントロール調査によれば、「家庭内ルールあり・フィルタリングサービスあり」、「家庭内ルールあり・フィルタリングサービスなし」の場合は、トラブルに遭遇しにくい傾向が顕著だが、家庭内ルールがない状態でフィルタリングサービスを導入しても効果は見られなかった。フィルタリングサービスと家庭内ルールがセットになった啓発が重要であること、すなわち技術的側面と教育的側面の両輪が必要であることが示されている。そして、18歳で成人することに備え、発達段階に応じて、ペアレンタルコントロールからセルフコントロール（自律）に移行していくことも必要である。

具体的には、下図のとおり、特に乳幼児期は正しい生活習慣を身につけさせるため、保護者において、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能の利用や利用場所や利用時間の限定等のルールを決めることが重要だが（他律期）、小学生、中学生、高校生と年齢や発達の程度に応じて少しずつ自分でルールを考えることができるように、こどもの道徳心や判断力を養っていくためのサポートを適度に行うことが望ましい（自律期）。



(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進

保護者は、家庭において青少年を監護・養育する立場にあり、自らの教育方針に

基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備する役割を担うものである。インターネットの利用環境を始めとする社会環境は大きく変化していることから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になる。

そのような状況を踏まえ、保護者が青少年の置かれている環境やその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理するなど、保護者がその責務を適切に履行できるよう、保護者に対する普及啓発を官民連携して更に推進する必要がある。

(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進

こどもがインターネットの利用を始める幼少期から、インターネット利用について親子でルールを作り、発達段階に応じて見直すことを通じて適切な生活習慣の定着化を促すことが重要である。

「親子のルールづくり」については、これまでも、自治体や学校・幼稚園等、関係事業者・団体と連携した周知啓発を進めてきているが、インターネット利用者の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでいる現状を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進する必要がある。

その際、親が一方的に決めたルールは長続きしないことから、親子で一緒に考え対話をしつつ定期的に見直すといった観点や、利用時間の長時間化にインターネットの学習利用等が増えている影響もあることを踏まえたルールとすることが重要である点に留意する必要がある。次項で述べる方法等により、幼少期から安全利用設定になじむことで、成長に合わせた親子のルールづくりもしやすくなるものと思われる。

(3) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための教育・啓発

2(4)でも触れたとおり、青少年の情報「発信」を契機とするトラブルが社会問題化していることや、保護者においてもいじめや誹謗中傷等のトラブルを懸念していることに鑑み、トラブルの予防法、相談窓口*等について、関係団体・事業者と連携し、普及啓発を進める必要がある。青少年がスマートフォン等に慣れてきた頃、SNS等で誹謗中傷につながりかねない攻撃的な投稿をしてしまうことを防ぐため、気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあること、投稿した文章や画像は取り消すことができないという事実や、SNSの利用規約（ほとんどのSNSで誹謗中傷が禁止されている）を親子で十分確認することが重要である。

※ 違法・有害情報相談センター（総務省）、人権相談（法務省）及び誹謗中傷ホットライン（一般社団法人セーフティーインターネット協会）では、誹謗中傷等の被害に遭った場合における相談窓口を用意している。警察庁、総務省及び法務省では、これらのインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のフローチャート図を作成・公開している。

第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言

第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

1 基本理念

青少年インターネット環境整備法第3条は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのつとるべき、以下の基本理念を掲げている。

第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。

第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。

第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。

2 基本的な方針

青少年インターネット環境整備法で規定されている上記の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(5)に掲げる5点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。

(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進

従来から、青少年が、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援することとしてきたが、近年、スマートフォンや1人1台端末等ICTが普及していること、インターネット利用が低年齢化していることを踏まえ、「賢く正しく使う（利活用）」という方向性で、従来からの取組に加えて、ICT利活用の重要性を念頭に置いた教育・啓発の推進など、青少年によるインターネット利活用をより促進する。

(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓

発活動の実施

保護者が、青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、保護者のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえつつ、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。

(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進

インターネットの利用が低年齢化していることを踏まえ、保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供等の義務の履行、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリング等の高度化等の青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進する。また、特定サーバー管理者※（SNS事業者等）について、その管理する特定サーバーにおける青少年有害情報の閲覧防止措置等に努めるよう啓発する。

※ 青少年インターネット環境整備法第2条第11項では、「インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバーを用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者」と定義されている。

(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

インターネット利用者である国民一人一人が、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。

(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築

インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、技術や活用方法等の変化が著しいインターネットの特性を踏まえ、関係事業者において、実効的なPDCAサイクルを構築し、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応するよう啓発する。

3 施策実施において踏まえるべき考え方

上記の基本的な方針に基づく各施策については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を

守り、インターネットの恩恵を享受させるため、次の6つの考え方を踏まえて実施する。

① リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年のライフサイクルを見通して、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

② 保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、その利用の適切な管理等の役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、事業者等において、青少年の利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた青少年保護に係る取組を一層促進するなど、関係者は連携協力して保護者がその責務を適切に履行できるよう、補助・支援する各々の役割を果たさなければならない。

③ 青少年の利用を前提とした施策の推進

青少年がスマートフォンや1人1台端末等を利用するのは当たり前の時代になっていることを踏まえ、安全性を追求するあまり「危険だから使わせない」と過度な制限に向かうのではなく、フィルタリング等による技術的保護措置による安全性の確保に留意しながら、「賢く正しく使う（利活用）」を前提とした施策を推進する。

④ 受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。一方で、青少年の情報「発信」を契機とするトラブルを防ぐための取組を推進する必要がある。

⑤ 民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑥ 有害性の判断への行政の不干涉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

1 学校等における教育・啓発等の推進

(1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るとともに、情報モラル教育の推進に係る e-learning プログラムの作成等を行う。

また、青少年の健全育成を図るため、ネットの利用に関する「親子のルールづくり」等を推進するための PTA 等と連携した保護者向けシンポジウムの開催等の取組を推進する。

加えて、ICT を適切に使いこなす力を育てることを前提とした施策を推進する方向性を踏まえ、ICT リテラシーの向上とともに、情報モラルの向上に向けた取組を推進する。また、1 人 1 台端末を家庭に持ち帰って活用することは、家庭学習の質を充実させる観点や、臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点からも有効である一方で、児童生徒が深夜に端末を利用するなどの不適切な端末利用やトラブル防止等の観点から、「教育の ICT 化に向けた環境整備計画」に基づく地方財政措置も活用し、端末持ち帰りの際にも機能するフィルタリングソフトの導入や、教育委員会や学校による適切なフィルタリング設定及びフィルタリングに関する学校の要望を柔軟に反映させる仕組みや体制の整備も必要である。また、端末等を家庭に持ち帰るときのルールを児童生徒へ指導することや、児童生徒・保護者・教職員との間で共有することが重要であり、引き続きこうした取組の促進を図る。

(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、「e-ネットキャラバン」等の官民連携した青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用（自殺誘引等情報などの不適切な内容を書き込まないことを含めた SNS の適正な利用やフィルタリング等の技術的手段の適切な利用を含む。以下、第2の各項目において同じ。）に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。

加えて、低年齢層のこどもの保護者向け啓発資料を作成し、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能等の技術的手段の利用も含め、幼稚園や保育所、認定こども園や子育て支援事業、企業取組等を通じた低年齢層のこどもの保護者に対する周知・啓発活動を推進する。

(3) 「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）等を踏まえ、SNS 等を通じた

「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、児童生徒が「ネット上のいじめ」も含めたいじめ問題について主体的に考える機会を提供することを促進する。

加えて、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっていることや、諸外国において、SNS の利用から外見に関する劣等感を持ち摂食障害やうつ病などのリスクを抱える問題も起きている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）

インターネット上の違法・有害情報に対する制度的見直し等の対応がなされたことも踏まえ、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集や青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座等において、情報「発信」を契機とするトラブルに関する内容を扱い、また、インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った場合の相談窓口について周知広報を行うなど、関係府省庁、関係団体・事業者が連携し、青少年・教職員・保護者等に対する、発信側・受信側の両面におけるこの問題への取組を推進する。

2 社会における教育・啓発の推進

(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、地域・民間団体・事業者等（学校以外の教育従事者を含む。）による教育・啓発活動について、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるような官民連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等により支援する。

(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援

ウェブサイト等のポータルサイト等を効果的に活用して、関係機関・団体等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための具体的な取組等について、利便性の高い情報を、一覧性を持たせて分かりやすい形で速やかに提供するほか、地域における関係機関・団体等による、創意工夫を生かしたベストプラ

クティス等の情報共有・集約化を促進・支援する。

(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援

地域の実情に応じて、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動が効果的に推進されるよう、官民連携した青少年、教職員、保護者等に対する啓発講座や地方公共団体と連携したフォーラム等を通じ、大学生のサイバー防犯ボランティアのみならず、地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援を推進する。

(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現等により、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化していることから、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標等を活用して、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を評価し、その分析結果に基づいたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進する。また、インターネット利用者の低年齢化を踏まえて、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標の対象を低年齢層まで拡充する。加えて、インターネット上での偽・誤情報の流通・拡散、その社会的影響の深刻化、生成 AI を利用した偽・誤情報の巧妙化、生成の容易化などを踏まえ、上記の指標の分析結果を参考として、青少年の特徴を反映し、生成 AI や偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発、作成したコンテンツの効率的かつ、効果的なリーチ手法の検討、実施を図るとともに、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けて、青少年の ICT 活用のためのリテラシー向上を推進する。

3 家庭における教育・啓発の推進

(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進

保護者がその責務を適切に果たすことができるよう、保護者が青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）の普及啓発を官民連携して推進する。

(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援

インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化を踏まえ、家庭における適切な生活習慣の定着を図り、また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、家庭等でのインターネットの利用に係る「親子のルールづくり」、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能の活用によりスマートフォン等を安全に利用するための方法、SNS 等の利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、こどものインターネット上

の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネット・リテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。

(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発

関係団体・事業者と連携し、容易化されたフィルタリング設定及びカスタマイズ機能についての青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、更なる容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組を促進する。

(4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発

青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握、機能限定が可能な携帯電話・スマートフォン等のアプリケーションの端末側での利用制限等、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段（ペアレンタルコントロール機能）について適切に活用できるよう、携帯電話事業者、携帯電話等の製造事業者及びOS開発事業者と意見交換しつつ、周知啓発を更に推進する。

(5) 低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策

低年齢層においては、スマートフォンの専用率が低く保護者の端末を借りて利用していることにより、フィルタリングがかかっていない状態であることが多いという実態を踏まえ、フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスを利用するなど、ペアレンタルコントロールにより対応することについて、青少年や保護者への啓発資料、インターネットに関するメディア・リテラシーの育成のための保護者向けの教材に記載することなどにより啓発し、家庭における取組を支援する。また、携帯電話事業者においては、各社ともに親子でのスマートフォン共用を想定してウェブ・カタログでの情報提供を行う。MVNOにおいては、低年齢層の子と共有する場合を考慮した重要事項説明書等への注意喚起など、契約手続き時に保護者がフィルタリングの必要性を認識できるよう取り組む内容が「MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」（2021年8月改定）に追記されたことを踏まえた対応を行う。

(6) 青少年の利用を前提とした情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに関する予防法等について普及啓発を進めるとともに、フィルタリング*のカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置について、青少年がスマ

ートフォン等を利用するのは当たり前の時代になっていることに伴い、保護者側の取組だけでは限界があるため、事業者の自主的な取組を更に促進する。

※ 第1章第2の2(4)※2参照。

4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援

情報活用能力を定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。

(2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進

インターネット利用環境が変化する中で、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応等に関する情報やこれらに関する相談窓口等に係る情報の適切な提供に配慮する。

また、低年齢層のこどもを持つ保護者等の主体的な取組を促進・支援する。このため、オンライン形式で活用できる啓発資料の作成に向けた検討やインターネット接続機器の購入・更新時やアプリケーション・ソフト等の購入時等を捉えた効果的な啓発の在り方等、訴求性が高く、社会の変化に柔軟に対応できる啓発・支援の在り方の検討を推進する。

更に、これらの取組の効果を高めるため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等について、低年齢層のこどもの保護者も対象に含めた継続的な調査を実施する。

5 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「秋のこどもまんなか月間」や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる卒業・進学・進級時期等における「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等を通じた総合的・集中的な広報啓発等を継続的に実施する。

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、引き続きフィルタリング等の利用の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の

視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

1 フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進

(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底

フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率が高い水準で推移するよう、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務及び有効化措置義務の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底

フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率が高い水準で推移するよう、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者による青少年確認義務及び説明義務等の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、フィルタリングサービスの内容及びフィルタリングサービスの有効化措置の必要性等について、事業者による周知啓発を実施する。

(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられる機器について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。

(4) その他の利用率向上のための検討

青少年やその保護者に対する、より効果的なフィルタリングの利用やカスタマイズ機能に関する普及啓発の方策を検討する。

2 利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進

(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組

インターネットを「賢く正しく使う（利活用）」を前提としつつ、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、新たなサービスや伝送技術等も踏まえ、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者等が選択できる、容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する。

(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援

インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）等が通報を受けた違法情報等について、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援する。

また、フィルタリングによって、青少年にとって必要な情報まで閲覧を制限されることがないように、保護者等による多様な選択を可能とするカスタマイズ機能の利用の促進等の民間の取組を支援する。

(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応

新たな機器等を提供する場合には、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等が加速するように民間の取組を支援する。

また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等にフィルタリング等の青少年保護に係る取組の内容及び必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的かつ主体的な取組を支援する。

なお、環境変化が激しいインターネット利用については、新たなインターネット接続機器が一層普及することに対応して、機器等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の実の方策等について、継続的に検討し、製造事業者のフィルタリング利用容易化措置義務やOS開発事業者の利用容易化措置円滑化の努力義務の実施を徹底する。

(4) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の周知啓発

前項において、事業者に対して新機器等へ「青少年保護・バイ・デザイン」の対応を求めているところ、事業者における対応の結果として登場した新たな機器やサービス等について、その効果を周知啓発する取組を実施する。

3 フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が普及促進されるよう、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びPTAその他の関係団体等と連携して、啓発

等を継続的に実施し、推進する。

4 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の性能改善及び普及等の施策の検討及び実施等に資するため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等の調査を継続的に実施する。

第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援等を実施する。

また、地域における青少年インターネット環境整備に関する取組が、自立的・継続的に行われるよう、官民連携体制の整備・構築の支援を実施する。

1 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCA サイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域が自立的・継続的にインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等の地域の実情に応じた取組が活性化するよう支援する。

2 ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援

(1) モデル約款策定等の体制整備等の支援

青少年インターネット環境整備法第21条に基づき、特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置をとるよう努めなければならないことを踏まえ、個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備を始めとする効果的な閲覧防止策等の取組を支援する。

加えて、自殺誘引等情報の書き込みの禁止等については、関係事業者の利用規約等による対応及び利用者への注意喚起などの促進を図る。

(2) SNS 事業者等による自主的取組の促進

SNS 等に起因するトラブルが多発していることに鑑み、SNS 事業者等によるこれらの問題に対応する自主的取組の促進を図る。

(3) 効率的かつ円滑な活動への支援

事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。

3 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援

青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブル（メンタルヘルスへの悪影響への対策を含む）について相談等を行う民間団体等の活動を支援する。

4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

産学連携した自主的取組を推進する民間団体である一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等が、青少年のインターネットの利用環境整備の急速な変化も踏まえ、教育・普及啓発、人材育成等の活動より活性化し、多様な関係者・関係事業者の参加促進、参加者相互間の連携を強化することを一層支援する。

第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策を推進するとともに、SNS 事業者等の主体的な取組の支援、インターネット上の児童ポルノ等の違法情報等の削除に関する対応依頼や被害に関する相談体制の整備等を総合的に推進する。

1 インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進

(1) SNS 等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止等に向けた事業者による主体的な取組の推進

SNS 等に起因する事犯の取締りを推進するとともに、SNS 事業者等による主体的な被害防止対策により、児童ポルノ、児童買春などの被害に直結するような投稿に対する有効な取組が推進されるよう、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構等に被害傾向等の情報提供を行うなどして、その活動を支援する。

(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、無届け等悪質な出会い系サイト事業者や、出会い系サイト上で児童に対する禁止誘引行為を行った者等に対する取締りを推進するとともに、これらの罪を犯した者に厳正に対処する。

(3) インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進等

インターネット上に氾濫する違法情報等への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）において、インターネット利用者等から違法情報、重要犯罪密接関連情報（「爆発物・銃砲等の製造に関する情報」、「犯罪実行者募集情報」等）及び自殺誘引等情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を推進する。また、サイバーパトロールセンター（警察庁委託事業）において、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。

(4) SNS 上の子供の性被害につながるおそれのある書き込み等に対する注意喚起・警告活動の推進

SNS に起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある書き込み等をサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進する。

(5) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等による子供の性被害の防止に向けた取組の推進

「子供の性被害防止プラン 2022」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（令和 4 年 5 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童買春・児童ポルノ等による被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、新設された性的姿態撮影等処罰法第 2 条の性的姿態等撮影罪や刑法第 182 条の面会要求罪等の罰則の適用なども通じて、インターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。

また、被害児童を保護・支援するとともに、青少年がこれらの事犯の加害者となることの未然防止も図る。

(6) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進

被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進する。

2 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応

インターネットによる名誉毀損等の被害を受けた青少年等が人権相談をしやすいうよう、引き続き、専用相談電話「こどもの人権 110 番」、全国の小中学生に配布する

便箋兼封筒「こどもの人権 SOS ミニレター」、インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権 SOS-e メール」、「LINE じんけん相談」等による相談対応を推進する。

また、人権擁護の観点から、青少年のインターネット・リテラシーの向上に重点を置いた人権啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報及び ICT を活用した相談窓口への誘導強化（自殺につながる用語の検索を行った場合の相談窓口の表示を含む。）を推進する。

(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該名誉毀損、プライバシー侵害等の情報の削除依頼の方法について助言するほか、事案に応じてプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。

3 迷惑メール対策の推進

(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。

(2) 国際連携の推進

各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。

(3) チェーンメール対策の周知啓発

青少年が受け取ってしまうことのあるチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。

4 国内外における調査

(1) 有害情報等の社会的影響の調査

青少年有害情報等の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査等を支援するとともに、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施する。

(2) 諸外国の取組の調査

必要に応じ、青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。

第6 推進体制等

1 国における推進体制

基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、こども政策推進会議を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関等の相互の緊密な連携・協力を図る。

2 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

基本計画に基づく施策の実施に当たっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことに鑑み、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

3 国際的な連携の促進

国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性に鑑み、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。

特に令和3年5月に採択された経済協力開発機構（OECD）の「デジタル環境下の子供に関する勧告」やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。また、民間におけるインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国内外の事業者等による自主的かつ主体的な取組が促進されるよう、国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

4 基本計画の見直し等

基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1年間に一度、具体的な施策の取組状況について、PDCA サイクルを意識して、実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施する。

また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年のインターネットの利用環境をめぐる諸情勢の変化並びに青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応を検討するとともに、3年後を目途に基本計画を見直すものとする。